

事 務 連 絡
令和2年5月22日

各都道府県民生主管部局長 殿
全国社会福祉協議会会長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室長

緊急小口資金等の特例貸付における償還免除の特例の周知徹底について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

緊急小口資金と総合支援資金の特例貸付においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮することとしております。

この取扱について、詳細は検討中であり、別途お知らせしますが、償還免除の仕組みがあることについては十分な周知を行う必要があることから、「緊急小口資金等の特例貸付に係る適切な制度の周知の徹底(依頼)」(令和2年4月10日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡)において、各社会福祉協議会で作成されている周知リーフレットへ確実に記載していただくよう、お願いしていたところですが、現在もなお、リーフレットへ記載を行っていない社会福祉協議会が確認されるほか、相談において、償還免除の特例はない等、誤った説明を行っているとの指摘があるところ です。

については、各都道府県社会福祉協議会においては、自身で作成されているリーフレットと管内市区町村社会福祉協議会が作成されているリーフレットを確認の上、償還免除の特例に関する記載がない場合等には、修正を行うよう対応をお願いします。また、相談や電話で制度の説明を行うに際しては、償還免除の特例についてもご説明いただきますようお願いいたします。

なお、償還免除の特例を確実に周知していくため、別紙1のとおり、厚生労働省作成のリーフレットを改訂しましたので、これを使用していただくか、独自のリーフレットを作成される場合には、住民の方の目にとまるよう、別紙1のリーフレットにおける償還免除にかかる特例に係る記載の位置、フォント、色等に倣っていただくようお願いいたします。また、別紙2として、制度概要資料の改訂版も添付しますので、参考としていただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、都道府県社会福祉協議会及び管内市区町村に周知いただくよう、よろしくお願ひします。また、全国社会福祉協議会においては、都道府県社会福祉協議会・市区町村社会福祉協議会に周知いただくよう、よろしくお願ひします。